

組織的な大学院教育改革推進プログラム事後評価要項

平成24年2月23日

組織的な大学院教育改革推進プログラム委員会

I. 事後評価の目的

事後評価は、本事業の目的等を踏まえ、各教育プログラムの計画の実施（達成）状況等を評価し、①評価結果をフィードバックすることにより、補助事業終了後の当該プログラムに関する教育研究活動の今後の持続的な展開を促し、その水準の一層の向上に資するために適切な助言を行うこと、②各大学院における大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）のための取組の成果等を明らかにし、社会に示すことにより、今後の大学院教育の改善・充実を図り、その活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう、支援・促進していくことを目的とする。

また、評価結果を文部科学省に報告し、我が国の大学院教育の更なる充実のための施策等の検討に資することを目的とする。

（事業の目的）

「組織的な大学院教育改革推進プログラム」（平成19年度、20年度の事業名称「大学院教育改革支援プログラム」から変更）は、社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を育成する大学院博士課程、修士課程を対象として、優れた組織的・体系的な教育取組に対して重点的な支援を行うことにより、大学院教育の実質化及びこれを通じた国際的教育環境の醸成を推進することを目的としています。

II. 事後評価の対象・時期

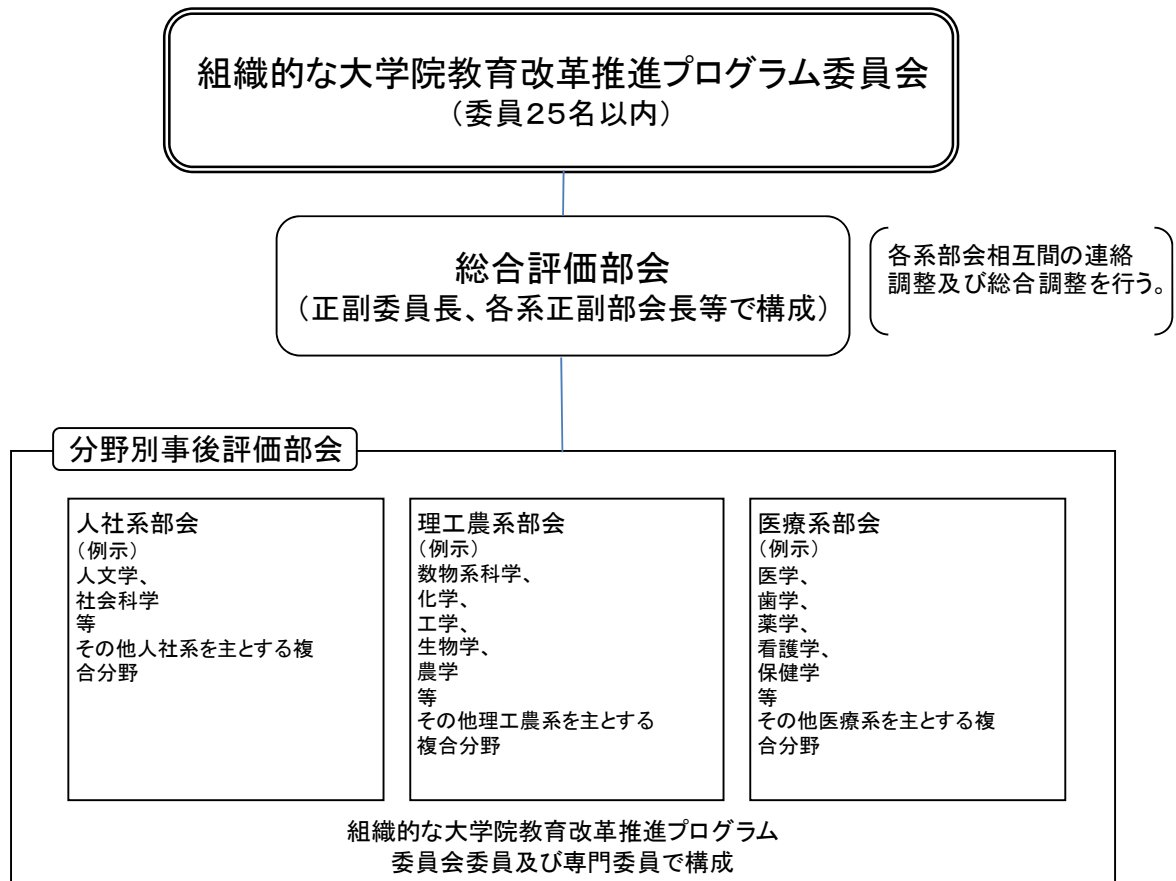
組織的な大学院教育改革推進プログラムに採択された各教育プログラムについて、3年間の補助事業期間終了後の翌年度に事後評価を実施する。

Ⅲ. 評価体制・方法

事後評価にあたっては、各教育プログラムの選定に係る審査状況、審査経過等を熟知している者を含む、当該教育プログラムの分野に関する高い知見を有する専門家や有識者からなる分野別事後評価部会において評価結果案を作成し、総合評価部会に報告する。総合評価部会は分野別事後評価部会からの報告を踏まえ、必要な総合調整を行い評価結果をまとめ、組織的な大学院教育改革推進プログラム委員会に報告し、組織的な大学院教育改革推進プログラム委員会において決定し、評価結果を文部科学省に報告する。

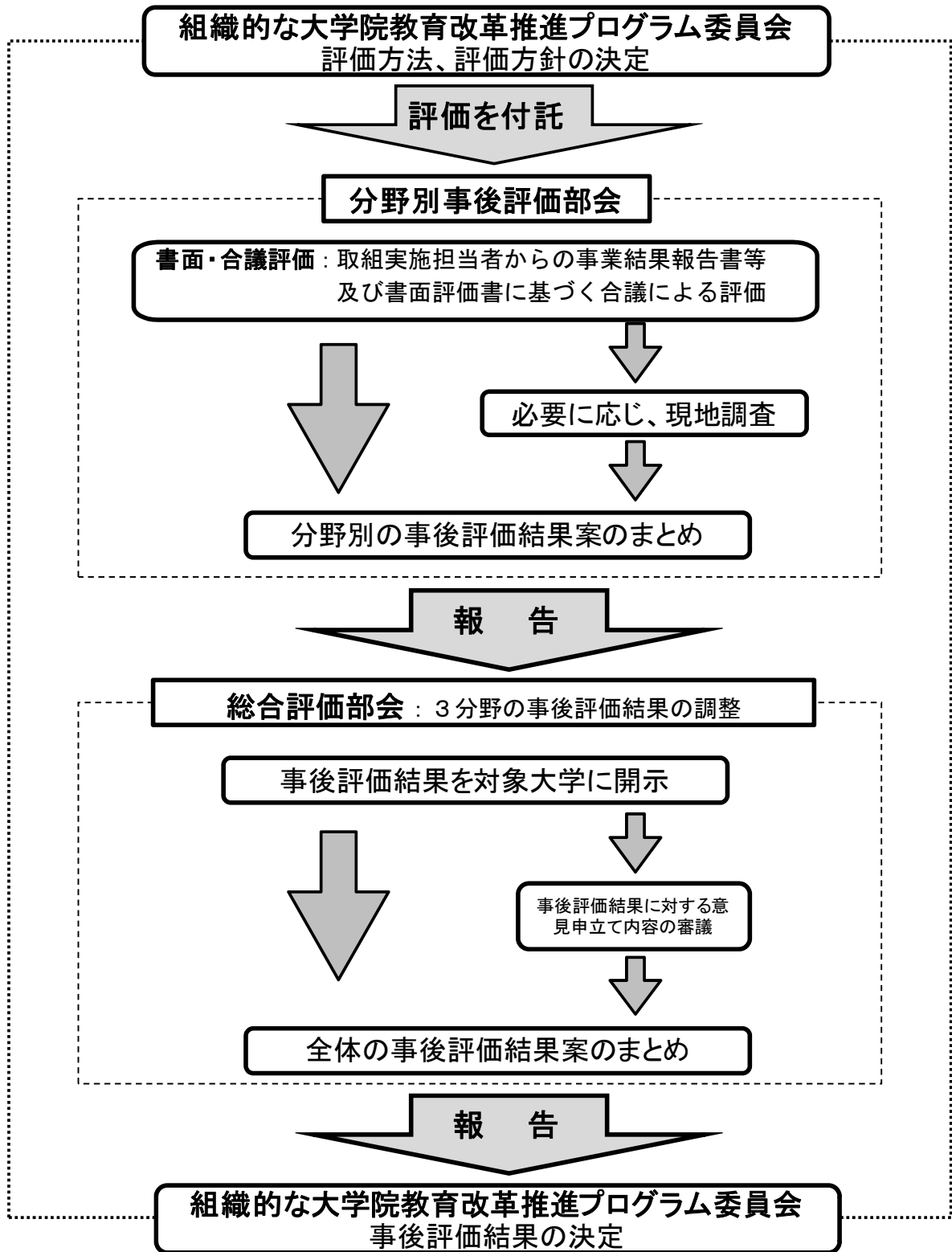
なお、評価は、各大学から提出される「事業結果報告書」、「追加資料」及び「大学院学生の動向等」の他、採択時の「計画調書」、「審査結果表」等を参考にして①個別書面評価、②合議評価③現地調査（必要に応じて実施）及び委員会・評価部会が必要に応じて求める情報により行う。

(1) 評価体制



※ 分野別事後評価部会の評価に際しては、上記例示の各専門分野の委員及び専門委員により部会を編成し、幅広く多面的な観点から、大学院教育の取組を評価する。なお、上記例示の各分野毎に評価を行うものではない。

(2) 事後評価における評価手順



IV. 評価項目及び着目点

- (1) 教育プログラムの実施による大学院教育の改善・充実について
 - ・教育プログラムの実施計画が着実に実施され、大学院教育の改善・充実に貢献したか
- (2) 教育プログラムの成果について
 - ・教育プログラムの実施により期待された成果が得られたか
- (3) 今後の教育プログラムの改善・充実のための方策と具体的な計画
 - ・実施状況・成果を踏まえた今後の課題が把握され、改善・充実のための方策や支援期間終了後の具体的な計画が示されているか
- (4) 社会への情報提供
 - ・教育プログラムの内容、経過、成果等が大学のホームページ・刊行物・カンファレンスなどを通じて多様な方法により積極的に公表されたか
- (5) 大学院教育へ果たした役割及び波及効果と大学による自主的・恒常的な展開
 - ・当該大学や今後の我が国の大学院教育へ果たした役割及び期待された波及効果が得られたか
 - ・当該教育プログラムの支援期間終了後の、大学による自主的・恒常的な展開のための措置が示されているか
- (6) 審査結果による留意事項への対応
 - ・審査結果による留意事項への適切な対応が行われているか
- (7) 教育研究経費の効率的・効果的な使用
 - ・教育研究経費は効率的・効果的に使用されたか

V. 評価結果

事後評価結果は、下表の4段階の評価と計画の実施（達成）状況に関するコメント及び「優れた点」、「改善を要する点」の構成で記述する。

水準	評 価
A	目的は十分に達成された
B	目的はほぼ達成された
C	目的はある程度達成された
D	目的はあまり達成されていない

VI. その他

1. 開示・公開等

(1) 組織的な大学院教育改革推進プログラム委員会等の審議内容等の取扱について
組織的な大学院教育改革推進プログラム委員会（以下「委員会」という）の会議及び会議資料は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。

- 1) 評価（人選を含む）に関する調査審議の場合
- 2) その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合

なお、専ら評価に関する調査審議を行う分野別事後評価部会及び総合評価部会の会議及び会議資料については、評価の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

(2) 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則公開とする。

(3) 事後評価結果は、文部科学省へ報告するとともに、日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(4) 委員等の氏名について

- 1) 委員会の委員の氏名は、予め公表することとする。
- 2) 分野別事後評価部会の委員及び専門委員の氏名については、事後評価結果の決定後に公表することとする。

2. 委員及び専門委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除等

各教育プログラムと直接関係する委員及び専門委員は、事務局にその旨申し出ることとし、書面評価及び現地調査を行わない。

また、委員会、総合評価部会、及び分野別事後評価部会における評価結果の議決に加わることができない。

ただし、会議に出席し、その議決以外について発言することは妨げない。

(各教育プログラムに直接関係する場合の例)

- ・委員及び専門委員が当該大学院研究科の専任又は兼任として在職（就任予定含む）している場合
- ・委員及び専門委員が当該大学の役員として在職（就任予定含む）している場合
- ・その他委員及び専門委員が公平・公正に評価を行うことが困難と判断される場合

(2) 秘密保持

- ・評価の過程で知り得た個人情報及び対象大学の評価内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ・委員として取得した情報（事業結果報告書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。